

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 1～7 (省略) 8 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 異例又は特殊な製造免許で国税局長において免許することが適当と認めたもの。 ロ <u>法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号(第13条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許の取消しを行う場合</u> (2) 国税局長限りで処理するもの (1)及び(3)に掲げる以外のものについては、国税局長限りで処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。 (3) 税務署長限りで処理するもの イ 試験製造免許 ロ 薬用酒(薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の製造免許 ハ 法第7条《酒類の製造免許》第5項に規定する免許期限の延長 ニ 薬用酒の製造場の移転許可並びに薬用酒以外の酒類等の製造場の移転許可で移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地とが同一税務署の管轄区域内である場合 9 (省略) 第2項関係 (省略) 第9条 酒類の販売業免許 第1項関係 1～8 (省略) 9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い (1) <u>申請書等の提出</u> <u>酒類販売業免許等の申請書等は、免許年度(9月1日から翌年の8月31日までをいう。以下同じ。)内の何時においても提出が可能であることに留意する。</u> (2) <u>申請書等の受理</u> イ 申請書等は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理する	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 1～7 (省略) 8 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの 異例又は特殊な製造免許で国税局長において免許することが適当と認めたもの。 (2) 国税局長限りで処理するもの (1)及び(3)に掲げる以外のものについては、国税局長限りで処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。 (3) 税務署長限りで処理するもの イ 試験製造免許 ロ 薬用酒(薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の製造免許 ハ 法第7条《酒類の製造免許》第5項に規定する免許期限の延長 ニ 薬用酒の製造場の移転許可並びに薬用酒以外の酒類等の製造場の移転許可で移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地とが同一税務署の管轄区域内である場合 9 (同左) 第2項関係 (同左) 第9条 酒類の販売業免許 第1項関係 1～8 (同左) 9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い (1) 申請書等は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理するこ

改正後	改正前
こととし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 <u>(注) 提出された申請書等については、申請者や販売場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等自体が酒類販売業免許等の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。</u> ロ 酒類販売業免許申請書を受理する際は、酒類販売業等免許の区分、販売しようとする酒類の範囲及び販売方法を申請書等に明記させることとし、原則として、申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等を記載させる。 <u>また、法第10条各号の免許拒否要件に該当することが明らかな場合等、当該申請について免許の付与の可能性が極めて低いと認められるときは、その旨を当該申請者に説明し、申請の意思を確認する。</u> ハ 申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められるときは、<u>法第10条《免許の要件》第1号から第10号までの規定に該当するかどうかについて十分な審査を行い拒否処分可否を決定する。</u> <u>(注) 虚偽の記載その他の不正行為は、人的要素に相当の欠陥があると判断されるものである。</u> (3) <u>申請書等の審査順位の決定及び審査</u> イ 申請書等については、別に定める場合を除き、受理した日付の順に審査順位を付す。 ロ 同一日に、2以上の申請書等が到達した場合には、別に定める場合を除き、当該申請書等が到達した時刻の順に審査順位を付す。 <u>ただし、到達した時刻の順が判断できない場合その他適正・公平な審査を確保するために必要と認められる場合には、10の(6)に定める方法に準じて抽選を実施する。</u>	こととし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 <u>なお、申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められるときは、法第10条《免許の要件》第1号から第10号までの規定に該当するかどうかについて十分な審査を行い拒否処分の可否を決定する。</u> <u>(注) 1 虚偽の記載その他の不正行為は、人的要素に相当の欠陥があると判断されるものである。</u> <u>2 申請書等の受理時の確認については、原則として、形式的な確認に留まるものであり、例えば、一般酒類小売業免許に係る法第10条《免許の要件》に規定する要件の確認等については、公開抽選による審査順位の決定後における審査で行う。</u> (2) 酒類販売業等免許の申請等に当っては、酒類販売業等免許の区分、販売しようとする酒類の範囲及び販売方法を申請書等に明記させることとし、原則として、申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等を記載させる。 (3) 申請書等については、別に定める場合を除き、受理した順に審査を行う。 (4) <u>申請書等は、免許年度（9月1日から翌年の8月31日までをいう。ただし、平成11免許年度については、平成11年9月1日から翌年12月31日までをいい、平成12免許年度については、平成13年1月1日から同年8月31日までをいう。以下同じ。）内の何時においても提出できるのであるから留意する。ただし、大型店舗酒類小売業免許に係る申請書は、原則として、免許を受けようとする大型店舗の開店予定日又は増床の日の2か月以前に提出させる。</u>

改正後	改正前
10 平成15 免許年度における一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 平成15 年9 月1 日から同月30 日までの期間(以下「抽選対象申請期間」という。)に提出された一般酒類小売業免許に係る申請書等(他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申立書を含み、第9 条第1 項関係の15 に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下「抽選対象申請書等」という。)に係る審査順位の決定及び審査については、9 の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1) 小売販売地域 小売販売地域は、税務署管轄区域内に所在する平成15 年4 月1 日現在の各市町村(特別区及び地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第252 条の19 第1 項の指定都市の区を含む。)を一単位とする地域をいう。 (注)一の市区町村の中に複数の税務署が所在する場合には、当該市区町村内の各税務署の管轄区域が「小売販売地域」となることに留意する。 (2) 申請要領等の公告 税務署長は、一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他抽選対象申請に係る手続に必要な事項を記載した要領を、平成15 年9 月1 日に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。 (3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い 期限を定めた上で申請書等又は添付書類の補正及び再提出をしようとし、当該期限までに再提出されたものについては、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。 (4) 抽選対象申請書等の受理時の確認 抽選対象申請書等に係る受理時の確認については、原則として、形式的な確認に留まるものであり、法第10 条《免許の要件》に規定する要件の確認等については、(5)の公開抽選日前における確認及び(8)の公開抽選	10 一般酒類小売業免許の取扱い 一般酒類小売業免許の取扱いは、次による。 (1) 申請要領の公告 税務署長は、免許の要件、小売販売地域(第10 条第11 号関係の3 《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(1)、(3)及び(4)の定めにより設定した地域単位をいう。以下同じ。)別の年度内免許枠(第10 条第11 号関係の3 《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(6)の定めにより確定したものをいう。以下同じ。)及び格付、申請手続その他申請に必要な事項を記載した申請要領を免許年度の開始日(当該開始日が、土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日とする。ただし、平成12 免許年度については、平成13 年1 月4 日とする。)に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。 (2) 公開抽選の対象となる申請書等の提出期間 次の(5)に定める公開抽選の対象となる一般酒類小売業免許の申請書等の提出期間は、原則として、9 月1 日から同月30 日(当該期間の初日又は最終日が土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日とする。ただし、平成12 免許年度については、平成13 年1 月4 日から同月31 日とする。以下「抽選対象申請期間」という。)までとする。 ただし、期限を定めた上で申請書等又は添付書類の補正及び再提出をしようとし、当該期限までに再提出されたものについては、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。 (3) 申請書等の受理 イ 提出された申請書等については、申請者や販売場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等自体が一般酒類小売業免許の申請等と認められない場合以外は、原則とし

改正後	改正前
<u>の実施後の審査において行うものであることに留意する。</u> (5) 公開抽選日前における確認 公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請書等について次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者が不正に抽選に参加することが明らかに認められるときは、当該申請者の公開抽選への参加を認めない。 イ 申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合（削除） ロ 申請者の名義いかんにかかわらず、同一申請者から、同一場所（同一建物及びこれに付属する施設等又は隣接する施設等で事実上同一敷地内と認められる場所を含む。以下同じ。）に2以上の申請書等が提出された場合 (6) 公開抽選の実施 抽選対象申請書等については、<u>原則として、次に定める手続きにより公開抽選を実施し、小売販売地域ごとに審査順位を決定する。</u> <u>なお、国税局長が、自局の管内において、次及び(7)に定める手続以外の方法により、公開抽選を実施し、審査順位を決定することが特に必要と認める場合には、国税庁長官に上申のうえ、その指示により実施することができる。この場合において、国税局長は、申請者等に対し、事前に適確な周知を行うことに特に配慮する。</u> イ 抽選実施日 抽選は、<u>平成15年</u>10月1日以降速やかに実施する。 ロ 抽選場所 抽選場所は、原則として税務署内とするが、複数の税務署が合同で抽選を行う場合等は、必要に応じ、公共の施設等を抽選場所とすることができる。 ハ 抽選参加者 抽選参加者は、申請者又はその代理人（1名に限る。）とする。抽選参加者は抽選場所への入場が認められる。 ニ 立会人 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から抽選参加者及び税務署職員以外の第三者で税務署長が	<u>て受理する。</u> ロ 抽選対象申請期間後に申請等がなされた場合で、<u>当該申請等について免許等の付与の可能性が極めて低いと認められるときは、その旨を当該申請者に説明し申請等の意思を確認する。</u> (4) 公開抽選日前における確認事項等 公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請期間内に受理した申請書等について次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者が不正に抽選に参加することが明らかに認められるときは、当該申請者の公開抽選への参加を認めない。 イ 申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められた場合 ロ 申請者の名義いかんにかかわらず、<u>実質的に同一申請者から、同一小売販売地域内に2以上の申請書等が提出された場合</u> ハ 申請者の名義いかんにかかわらず、<u>実質的に同一申請者から、同一場所（同一建物及びこれに付属する施設等又は隣接する施設等で事実上同一敷地内と認められる場所を含む。以下同じ。）に2以上の申請書等が提出された場合</u> (5) 申請書等の審査順位の決定 抽選対象申請期間内に提出され受理した申請書等については、次に定める公開抽選により決定される審査順位の順に審査を行う。 <u>抽選対象申請期間後に提出され受理した申請書等については、公開抽選により決定された審査順位の最後の順位の次から受理した順に審査する。</u> イ 抽選実施日 抽選は、10月1日（ただし、<u>平成12免許年度については、平成13年2月1日</u>）以降速やかに実施する。 ロ 抽選場所 抽選場所は、原則として税務署内とするが、複数の税務署が合同で抽選を行う場合は、必要に応じ、公共の施設等を抽選場所とすることができる。 ハ 抽選参加者 抽選参加者は、申請者又はその代理人（1名に限る。）とする。抽選参加者は抽選場所への入場が認められる。 <u>(注) 抽選参加者には、第9条関係の17《申請等が競合する場合の取扱い》の定めにより抽選に参加する移転許可の申請者又は条件緩和（解除）の申立者を含むことに留意する。</u> ニ 立会人 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から抽選参加者及び税務署職員以外の第三者で税務署長が

改正後	改正前
選任した立会人1名以上を立ち合わせる。 ホ 抽選実施日等の通知 抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。 ヘ 抽選方法 抽選は、通し番号が刻印されている玉を抽選機に入れ、これを利用して抽選機から抽出された玉の番号によって順位を決定する方法によることとし、次により抽選機を操作する。 (イ) 抽選機の操作は、小売販売地域ごとに抽選参加者に行わせる。この場合、抽選参加者が抽選機の操作を拒否するときは抽選不参加者として取り扱う。 (ロ) 抽選不参加者の申請販売場（抽選対象申請期間内に申請書が提出された申請販売場に限る。<u>(7)のロ</u>において同じ。）に係る抽選機の操作は、(イ)の抽選が終了した後に、税務署職員が代行する。 <u>(7) 審査順位の決定</u> 審査順位は、抽選参加者が抽選機を操作して抽出した玉の番号によって決定される順位（以下「抽選順位」という。）に基づき、小売販売地域ごとに次により決定する。 <u>イ</u> 抽選参加者の申請販売場に係る審査順位については、<u>(6)のヘの(イ)の抽選機の操作による抽選順位を審査順位とする。</u> <u>ロ</u> 抽選不参加者の申請販売場に係る審査順位については、抽選参加者の最終審査順位の次の順位から<u>(6)のヘの(ロ)の抽選機の操作による抽選順位を順次審査順位とする。</u> <u>ハ</u> 抽選により決定した審査順位については、申請者に文書で通知する。 <u>(8) 抽選対象申請書等の審査</u> <u>イ</u> <u>抽選対象申請書等については、審査順位に従って審査を行う。</u> なお、<u>抽選対象申請期間後に提出された申請書等（第9条第1項関係の15に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）については、当該申請書等の申請販売場が属する小売販売地域における抽選対象申請書等の最終審査順位の次の順位から受理した順に審査順位を付し、当該小売販売地域のすべての抽選対象申請書等に係る審査を了した後に審査を行う。</u> <u>ロ</u> 公開抽選の公平を担保する観点から、申請者が不正に抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。 不正に抽選に参加したことが認められる場合とは、次の場合をいう。 <u>(イ) 申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載が</u>	選任した立会人1名以上を立ち合わせる。 ホ 抽選実施日等の通知 抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。 ヘ 抽選方法 抽選は、通し番号が刻印されている玉を抽選機に入れ、これを利用して抽選機から抽出された玉の番号によって順位を決定する方法によることとし、次により抽選機を操作する。 (イ) 抽選機の操作は、小売販売地域ごとに抽選参加者に行わせる。この場合、抽選参加者が抽選機の操作を拒否するときは抽選不参加者として取り扱う。 (ロ) 抽選不参加者の申請販売場（抽選対象申請期間内に申請書が提出された申請販売場に限る。<u>次のチ</u>において同じ。）に係る抽選機の操作は、(イ)の抽選が終了した後に、税務署職員が代行する。 <u>ト</u> 審査順位の決定 審査順位は、抽選参加者が抽選機を操作して抽出した玉の番号によって決定される順位（以下「抽選順位」という。）に基づき、小売販売地域ごとに、次により決定する。 <u>(イ)</u> 抽選参加者の申請販売場に係る審査順位については、<u>ヘの(イ)の抽選機の操作による抽選順位を審査順位とする。</u> <u>(ロ)</u> 抽選不参加者の申請販売場に係る審査順位については、抽選参加者の最終審査順位の次の順位から<u>ヘの(ロ)の抽選機の操作による抽選順位を順次審査順位とする。</u> <u>チ</u> <u>抽選結果の通知</u> 抽選により決定された審査順位については、申請者に文書で通知する。 <u>(6) 審査及び免許付与の決定</u> <u>受理した申請書等を(5)に定めるところにより決定した審査順位に従って審査を行い、当該小売販売地域における当該免許年度の年度内免許枠の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</u> なお、公開抽選の公平を担保する観点から、申請者が不正に抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。 不正に抽選に参加したことが認められる場合とは、次の場合をいう。 <u>イ</u> 申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載があ

改 正 後	改 正 前
ある場合その他の不正行為が認められる場合 <u>ロ</u> 申請者の名義いかんにかかわらず、実質的に同一申請者から、2以上の申請書等が提出された場合であって、そのすべての申請についての所要資金等を有していない等、実体が認められない場合 (注) 1 実質的に同一申請者から同一場所に複数の申請書等が提出された場合には、「不正に抽選に参加したことが認められる場合」として、当該複数の申請書等の全部について<u>拒否処分</u>を行う。 2 次の者から提出された申請書等については、実態を調査の上、実質的に同一申請者の申請書等の複数提出に該当するかどうかを判定する。 (1) 申請者の親族 (2) 申請者又は親族が株主となっている同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。） (3) 申請者又は同族会社と雇用関係にある使用者で当該申請者又は当該同族会社からの融資によって所要資金の50%以上を賄うことが確実と認められる者	ある場合その他の不正行為が認められる場合 <u>ロ</u> 申請者の名義いかんにかかわらず、実質的に同一申請者から、<u>同一小売販売地域内又は同一場所に</u>2以上の申請書等が提出された場合であって、そのすべての申請についての所要資金等を有していない等、実体が認められない場合 (注) 1 実質的に同一申請者から<u>同一小売販売域又は同一場所に</u>複数の申請書等が提出された場合で、これらの申請書等の中により<u>上位の審査順位を得るための実体のない申請書等が含まれており抽選に不正に参加したことが認められたときの拒否処分</u>については、<u>当該複数の申請書等の全部について</u>行う。 <u>また、同一申請者から複数の小売販売地域に、申請書等の提出があった場合は、これらの申請等に係るすべての販売場について、所有資金等の有無について明らかにさせた上で、法第10条《免許の要件》第10号の規定に基づき判断を行う。</u> 2 次の者から提出された申請書等については、実態を調査の上、実質的に同一申請者の申請書等の複数提出に該当するかどうかを判定する。 (1) 申請者の親族 (2) 申請者又は親族が株主となっている同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。） (3) 申請者又は同族会社と雇用関係にある使用者で当該申請者又は当該同族会社からの融資によって所要資金の50%以上を賄うことが確実と認められる者 <u>また、平成12年12月31日までの間においては、複数の申請販売場が第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(5)に定める基準距離内に存在している場合は、これらの複数の申請販売場に係る審査については次による。</u> <u>イ 同一小売販売地域内の場合</u> <u>同一小売販売地域内で複数の申請販売場が当該小売販売地域の基準距離内にある場合において、当該複数の申請販売場のうち(5)のトによる審査順位の上位の申請販売場に新規免許が付与されたときは、当該申請販売場を当該免許年度の開始日にさかのぼって既存の一般酒類小売販売場とみなし、それ以外の申請販売場に係る審査を行う。</u> <u>ロ 小売販売地域をまたがる場合</u> <u>小売販売地域をまたがって複数の申請販売場が相互に基準距離内にある場合には、当該複数の申請販売場の申請者の間の順位を(5)のヘにより抽選機を操作して抽出した玉の番号を用いて(5)のトに準じ決め</u>

改 正 後	改 正 前
(9) <u>平成15免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い</u> イ <u>平成15年7月31日までに提出のあった一般酒類小売業免許に係る申請書等（同日までに申請販売場等の所轄税務署に到達したものに限る。）については、同年8月29日までに処理する。</u> <u>この場合、免許の付与、販売場の移転の許可又は条件緩和を行うときは平成14免許年度における年度内免許枠の範囲内で行うこととし、年度内免許枠に達したその余の申請等については拒否処分する。</u> <u>（注）「所轄税務署に到達したもの」とは、所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口に物理的に到着していることを要するものである。</u> <u>よって、郵便等により提出された申請書等については、その通信日付により表示された日に基づくものではないから留意する。</u> <u>なお、所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う（ロにおいて同じ）。</u> ロ <u>平成15年8月1日から同年8月29日までに提出のあった一般酒類小売業免許に係る申請書等（同日までに申請販売場等の所轄税務署に到達したものに限る。）については、同年9月1日から同月30日までの間に次のとおり処理する。</u> <u>なお、この場合、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第33号）附則第2条《免許の要件に係る経過措置》及び第5条《酒類の販売管理研修に係る経過措置》第2項の適用があることに留意する。</u> (イ) <u>申請販売場等の所在する地域が「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。）第3条に規定する緊急調整地域（以下「緊急調整地域」という。）に指定されている場合は、拒否処分する。</u> (ロ) <u>緊急調整地域に指定されていない場合において、免許の付与、販売場の移転の許可又は条件緩和を行うときは平成14免許年度における年度内免許枠の範囲内で行うこととし、年度内免許枠に達したその余の申請等については抽選対象申請書等と併せて(6)に定める公開抽選の対象とする。</u> (10) <u>その他</u>	<u>ることとし、当該順位の上位の申請販売場に新規免許が付与されたときは、当該申請販売場を当該免許年度の開始日にさかのぼって既存の一般酒類小売販売場とみなし、それ以外の申請販売場に係る審査を行う。</u> <u>（注）格付けの異なる小売販売地域をまたがる場合の基準距離については、当該基準距離のうち短いものを用いる。</u> (新設) (新設)

改正後	改正前
平成16免許年度以降の各免許年度において、一般酒類小売業免許に係る申請書等の審査順位の決定及び審査のために公開抽選を実施するか否かについては、平成15免許年度以降の各免許年度における当該免許に係る申請等や処理の状況等を勘案し決定する。この場合において、公開抽選を実施するとした場合には、上記(1)から(8)の規定を準用する。 11 大型店舗酒類小売業免許の取扱い 大型店舗酒類小売業免許の取扱いは、次による。 (1) <u>申請書の提出</u> 大型店舗の開店又は増床に合わせて大型店舗酒類小売業免許を受けようとする場合には、開店予定日又は増床予定日の2ヶ月前までに申請させる。 (2) <u>申請書の受理及び審査</u> 申請書は受理した順に審査を行う。ただし、開店予定日又は増床予定日の2か月前までに、店舗面積を10,000㎡で除した数値（小数点以下は切り捨てる。）から既存の酒類小売販売場数を控除した数（以下「基準値」という。）を超える申請書の提出がある場合は、申請による順位を同順位とし、10の(6)に定めるところに準じて抽選を実施し、審査順位を付し、審査を行う。 (3) <u>免許付与の決定</u> 税務署長は、(2)に定めるところにより審査を行った結果、免許要件を満たす者から基準値に達するまで順次免許を付与する。 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(4) （省略） (5) <u>通信販売酒類小売業免許の取扱い</u> 通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、<u>酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等（インターネット等によるものを含む。）により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合に限定して付与する。</u> (注) 1 <u>酒類の通信販売と併せて酒類の店頭小売販売を行う場合又は一の都道府県の消費者を対象として酒類の通信販売を行う場合には、一般酒類小売業免許の取得を要することに留意する。</u> 2 <u>通信販売酒類小売業免許では、店頭において酒類の売買契約の申込みを受け、また、店頭において酒類を引き渡すことはできないものであるから留意する。</u>	11 大型店舗酒類小売業免許の取扱い 大型店舗酒類小売業免許の取扱いは、次による。 （新設） (1) <u>申請書の審査</u> 申請書は受理した順に審査を行う。ただし、開店予定日又は増床の日の2か月前までに、店舗面積を10,000㎡で除した数値（小数点以下は切り捨てる。）から既存の酒類小売販売場数を控除した数（以下「基準値」という。）を超える申請書の提出がある場合は、申請による順位を同順位とし、10の(5)《<u>申請書等の審査順位の決定</u>》に定めるところに準じて決定した審査順位に従って審査を行う。 (2) <u>免許付与の決定</u> 税務署長は、(1)に定めるところにより審査を行った結果、免許要件を満たす者から基準値に達するまで順次免許を付与する。 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(4) （同左） (5) <u>通信販売酒類小売業免許の取扱い</u> 通信販売酒類小売業免許は、<u>原則として2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、カタログを送付する等により販売のための誘引行為を行い、通信手段により販売の申込みを受け、商品の引渡しを行う販売方法を取る場合に限定して付与する。</u>

改正後	改正前
3 「カタログを送付する等」とは、カタログの郵送等による配付又は備置きのほか、チラシ等の新聞折り込み又は郵送等による配付若しくは備置き、雑誌又は新聞への広告掲載及びテレビ放送の利用等をいう。 4 「通信手段」とは、郵便等、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用する方法、電報又は預金若しくは貯金の口座に対する払込みをいう。 5 通信販売酒類小売業免許において、特別に販売場を設けないときの販売場は、住所地となるのであるから留意する。 (6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い 8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。 なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《経営の基礎が薄弱であると認められる場合の意義》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。 イ～ロ (省略) (削除)	(注) 1 「カタログを送付する等」とは、カタログの郵送等による配付又は備置きのほか、チラシ等の新聞折り込み又は郵送等による配付若しくは備置き、雑誌又は新聞への広告掲載及びテレビ放送の利用等をいう。 _ 2 「通信手段」とは、郵便等、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用する方法、電報又は預金若しくは貯金の口座に対する払込みをいう。 3 <u>通信販売酒類小売業免許では、店頭において酒類の売買契約の申込みを受け、また、店頭において酒類を引き渡すことはできないものであるから留意する。</u> 4 <u>酒類販売のための誘引行為は、成年者のみを対象とする場合又は成年者以外の者も対象となるときは未成年者の飲酒は禁止されている旨を明らかにしている場合に限り行うことができることとする。</u> 5 通信販売酒類小売業免許において、特別に販売場を設けないときの販売場は、住所地となるのであるから留意する。 (6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い 8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。 なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《経営の基礎が薄弱であると認められる場合の意義》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。 イ～ロ (同左) ハ <u>輸入品売場における輸入酒類の小売業免許</u> (イ) <u>申請者は、申請販売場のある建物内において酒類小売業免許を付与されている者である。</u> (ロ) <u>申請販売場は、輸入品のみの販売場である。</u> (ハ) <u>販売する酒類の範囲は、申請販売場のある建物内において申請者に付与された免許に付されている「販売する酒類の範囲の条件」の範囲内の輸入酒類(清酒を除く。)である。</u> (ニ) <u>酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。</u> (注) <u>申請者が、申請販売場のある建物内において、大型店舗酒類小売業免許など輸入酒類を小売することができる免許を有しているときは、輸入品売場において新たに酒類の販売業免許を要し</u>

改正後	改正前
ハ 役員及び従業員に対する小売業免許 (省略) ニ ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類の小売業免許 (省略) ホ 商店街の共同配送事業場における酒類の小売業免許 (省略) 13～14 (省略) 15 法人成り等の場合の酒類販売業免許の取扱い 酒類販売業者等（販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。）が、次の(1)の各号に掲げる営業主の人格の変更等（以下、この15において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類販売業等免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 なお、この取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。 （注）法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。 (1) 営業主の人格の変更等の形態 イ 法人成り 酒類販売業者等である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類販売業者等である2以上の個人が合同して法人を設立する場合 ロ 法人の組織変更 酒類販売業者等である法人がその組織を変更する場合 （注）この場合の法人の組織変更とは、合名会社と合資会社との相互間及び株式会社と有限会社との相互間において組織を変更しようとする場合に限るものであるから留意する。 ハ 法人の合併 法人が酒類販売業者等である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者等である法人が合併して法人を新設する場合 ニ 会社分割 <u>酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合又は酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合</u> （注）この場合の会社分割とは、企業組織再編成のため、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）による商法（明治32年法律第48号）の改正規定の適用を受けて会社分割をしよ	<u>ないものであるから留意する。</u> ニ 役員及び従業員に対する小売業免許 (同左) ホ ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類の小売業免許 (同左) ハ 商店街の共同配送事業場における酒類の小売業免許 (同左) 13～14 (同左) 15 法人成り等の場合の酒類販売業免許の取扱い 酒類販売業者等（販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。）が、次の(1)の各号に掲げる営業主の人格の変更等（以下、この15において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類販売業等免許（<u>酒類販売業免許、酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許をいう。以下同じ。</u>）の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。 なお、この取扱いにより<u>新規に一般酒類小売業免許を受けた</u>後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。 （注）<u>新たに付与する酒類販売業免許には、必要に応じ、販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付すことに留意する。</u> (1) 営業主の人格の変更等の形態 イ 法人成り 酒類販売業者等である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類販売業者等である2以上の個人が合同して法人を設立する場合 ロ 法人の組織変更 酒類販売業者等である法人がその組織を変更する場合 （注）この場合の法人の組織変更とは、合名会社と合資会社との相互間及び株式会社と有限会社との相互間において組織を変更しようとする場合に限るものであるから留意する。 ハ 法人の合併 法人が酒類販売業者等である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者等である法人が合併して法人を新設する場合 (新設)

改正後	改正前
<u>うとする場合であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第十二の十一号に定める適格分割に該当するものに限る。</u> ホ 営業の承継 酒類販売業者等の3親等以内の親族で、その酒類販売業者等の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者等の同意を得てその酒類販売業者等の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類販売業等をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められる場合（注）この特例の取扱い、酒類販売業者等が身体の故障等の事情により実質的に営業を行うことができず、その親族が実質的経営者として経営に従事しているという事情がある場合において、実質的経営者から免許申請があった場合には、需給調整要件にかかわらず免許を付与することとして取り扱う趣旨であるから、実質的に営業を継続する者から形式的に営業のみを承継した場合や、その他違法・不当な目的で営業を承継することとした場合には、免許を付与しないのであるから留意する。 (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ 法人成り等に伴う新規の酒類販売業等免許申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場（以下「既存販売場」という。）に係る酒類販売業等免許の取消申請書が同時に提出されている。 ロ 当該申請が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしている。 ハ 既存販売場と同じ場所において営業がなされる。 ニ 既存販売場が休業場（1年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場をいう。ただし、全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許にあっては、直近1年間の販売実績数量がその販売地域内におけるそれぞれの免許に係る販売場1場当たりの平均販売数量の10%に相当する数量未満である販売場も「休業場」として取り扱う。なお、年の途中で新たに免許を受けた者等については、販売実績数量を基礎として1年間の販売数量を推計の上、「休業場」に該当するか判定する。別段の定めがある場合を除き、以下同じ。）でない。 ホ 一般酒類小売業免許については、既存販売場が申請日以前1年以内に移転許可を受けたものでない。 （注）<u>1 一般酒類小売業免許について、この法人成</u>	ニ 営業の承継 酒類販売業者等の3親等以内の親族で、その酒類販売業者等の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者等の同意を得てその酒類販売業者等の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類販売業等をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められる場合（注）この特例の取扱い、酒類販売業者等が身体の故障等の事情により実質的に営業を行うことができず、その親族が実質的経営者として経営に従事しているという事情がある場合において、実質的経営者から免許申請があった場合には、需給調整要件にかかわらず免許を付与することとして取り扱う趣旨であるから、実質的に営業を継続する者から形式的に営業のみを承継した場合や、その他違法・不当な目的で営業を承継することとした場合には、免許を付与しないのであるから留意する。 <u>（注）法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</u> (2) 法人成り等の取扱いの要件 イ 法人成り等に伴う新規の酒類販売業等免許申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場（以下「既存販売場」という。）に係る酒類販売業等免許の取消申請書が同時に提出されている。 ロ 当該申請が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしている。 ハ 既存販売場と同じ場所において営業がなされる。 ニ 既存販売場が休業場（1年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場をいう。ただし、全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許にあっては、直近1年間の販売実績数量がその販売地域内におけるそれぞれの免許に係る販売場1場当たりの平均販売数量の10%に相当する数量未満である販売場も「休業場」として取り扱う。なお、年の途中で新たに免許を受けた者等については、販売実績数量を基礎として1年間の販売数量を推計の上、「休業場」に該当するか判定する。別段の定めがある場合を除き、以下同じ。）でない。 ホ 一般酒類小売業免許については、既存販売場が申請日以前1年以内に移転許可を受けたものでない。 （注）<u>1 法人成り等に伴う酒類小売業免許申請についても、20《酒類小売業に係る経営姿勢及び販売体制の確認》に掲げる経営姿勢等に係る誓約書の提出をしようとする。</u> <u>2 一般酒類小売業免許について、この法人成り</u>

改正後	改正前
り等の取扱いをする場合は、10の(6)に定める抽選の対象としない。 2 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の販売業等免許申請として審査する。 16 (省略) (削除)	等の取扱いをする場合は、10の(5)《申請書等の審査順位の決定》に定める抽選の対象としない。 3 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の販売業等免許申請として審査する。 16 (同左) 17 申請等が競合する場合の取扱い <u>販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和（解除）の申立て又は新規免許の申請が競合する場合の取扱いは、次に定めるところによる。</u> (1) <u>申請又は申立ては、それぞれの申請書又は申立書を受理した順に審査する。ただし、同一販売地域において、同一日に、2以上の販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和（解除）の申立て又は新規免許の申請がある場合には、販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和（解除）の申立て及び新規免許の申請の順に審査する。</u> (2) <u>(1)にかかわらず、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許を受けた販売場の移転許可の申請（小売販売地域を異にする移転許可の申請に限る。）、条件緩和（解除）の申立てによる一般酒類小売業免許取得の申立て又は一般酒類小売業免許の新規免許の申請が同一小売販売地域になされた場合には、これらの申請書及び申立書の提出順位は同順位とし、10の(5)《申請書の審査順位の決定》に定める公開抽選によりその審査順位を決定する。</u> <u>ただし、抽選対象申請期間内に一般酒類小売業免許の新規免許の申請がない場合には、(1)に定めるところにより処理する。</u> (注) <u>平成11免許年度までの間、抽選対象申請期間内において、一般酒類小売業免許を受けた販売場を同一小売販売地域内に移転させる移転許可申請が提出された場合に、当該移転先が既に当該期間内に受理された一般酒類小売業免許の新規免許申請の申請販売場から当該小売販売地域の基準距離内にあるときは、当該移転許可申請は小売販売地域を異にする移転許可の申請とみなして、(2)の取扱いを受けるものとする。</u> 18 酒類の移動販売の取扱い (同左) 19 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い (同左) 20 酒類小売業に係る経営姿勢及び販売体制の確認 (1) <u>申請者、申請者の法定代理人（酒類の販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。）申請者又は申請者の法定代理人が法人である場合はその役員及び申請販売場の支配人（以下「申請者等」という。）が未成年者飲酒防止に係る適切な酒類の販売を行う者又は販売従事者に対し未成年者飲酒防止に係る適切な指導</u>
17 酒類の移動販売の取扱い (省略) 18 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い (省略) 19 酒類販売管理者の選任状況等の確認 (1) <u>酒類小売業免許の申請者に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者（選任予定者）の氏名・役職」欄への記載等により確認する。</u> <u>なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場</u>	

改正後	改正前
合には、酒類の販売業務を開始するまでに酒類販売管理者を選任するよう指導する。 (2) <u>酒類販売管理者選任予定者に係る組合法第86条の9第5項に規定する研修の受講予定日等について確認し、免許取得前の受講を含め、できるだけ早期に当該研修を受講させるようしようようする。</u> (削除)	を行う者であるかどうかについて確認する。 (注) 申請者等以外の者で従業員等が、申請販売場の販売責任者（申請販売場において直接他の販売従事者の監督を行う、又は酒類の販売を自ら行うことで当該販売場の酒類の販売に関し責任を負う者をいう。以下同じ。）になる場合には、当該販売責任者が的確な指導力、判断力等を有し、未成年者飲酒防止に係る適切な酒類の販売体制を維持することができる者であるかどうかについて確認することとし、適切な酒類の販売について啓発を行う。 (2) <u>酒類小売業免許を付与する際には、次に掲げる経営姿勢及び販売体制に係る事項等について申請者等（これら以外の者が販売責任者である場合は、販売責任者を含む。）から説明を聴するものとし、経営姿勢等に係る誓約書の提出をしようようする。</u> イ <u>未成年者飲酒禁止法、道路交通法等の飲酒に関する法令の遵守</u> ロ <u>未成年者への酒類販売防止のための年齢確認（一声運動）の徹底や酒類と清涼飲料との分離陳列等がなされた適切な販売体制の確立</u> ハ <u>夜間において未成年者等に対し的確な指導等ができる販売従事者の配置</u> (注) <u>申請時において販売責任者が未定である場合は、販売責任者が確定しだい速やかに誓約書を提出する旨のしようようをする。</u> <u>なお、複数の者を販売責任者とする申請がなされた場合には、当該複数の販売責任者ごとに誓約書の提出をしようようする。</u>
20 薬用酒の販売業免許の取扱い (省略) 21 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、国税局長において特に免許することを適当と認めたもの ロ <u>法第10条《免許の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第2号の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合</u> (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもので、税務署長が免許の付与若しくは許可を適当と認めたもの又は税務署長において免許の付与若しくは許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ その他特殊酒類小売業免許の付与 ロ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（期限付酒類卸売業免許を除く。）の	21 薬用酒の販売業免許の取扱い (同左) 22 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、国税局長において特に免許することを適当と認めたもの ロ 法第14条《酒類の販売業免許の取消し》<u>第3号</u>の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合 (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもので、税務署長が免許の付与若しくは許可を適当と認めたもの又は税務署長において免許の付与若しくは許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ <u>通信販売酒類小売業免許の付与</u> ロ その他特殊酒類小売業免許の付与 ハ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（期限付酒類卸売業免許を除く。）の

改正後	改正前
付与並びにこれらの免許に係る販売場の移転の許可 △ 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の付与又はその販売場の移転の許可 (注) 次に掲げる免許の付与又は許可で、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 15《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》の場合の免許の付与 2 16《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの免許の付与 3 同一税務署管内における酒類卸売販売場の移転の許可 (3) 税務署長限りで処理するもの 次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、(1)及び(2)以外の酒類販売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、免許を付与し、又は移転を許可することが適当と認めるもの及び異例又は特殊のもので税務署長において特に免許を付与し、又は許可することを適当と認めたもの並びに免許の付与又は許可の可否判定が困難なものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ 酒類小売業免許の付与（その他特殊酒類小売業免許の付与を除く。）又はその販売場の移転の許可 ロ 洋酒卸売業免許又は輸出入酒類卸売業免許の付与又はこれらの免許に係る販売場の移転の許可 ハ 期限付酒類卸売業免許の付与 22 酒類販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする（10(9)に定める場合を除く。）。ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。 (1) 税務署長限りで処理するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に処理する。 (2) 国税局長限りで処理するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。 国税局長は、原則として、2か月以内に処理する。 (3) 国税庁長官に上申を要するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。 国税局長は、原則として、1か月以内に国税庁長官	付与並びにこれらの免許に係る販売場の移転の許可 <u>ニ 13の(1)《全酒類卸売業者の分離分割に対する免許》に定める全酒類卸売業者の分離分割に対する免許の付与</u> △ 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の付与又はその販売場の移転の許可 (注) 次に掲げる免許の付与又は許可で、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 15《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》の場合の免許の付与 2 16《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの免許の付与 3 同一税務署管内における酒類卸売販売場の移転の許可 (3) 税務署長限りで処理するもの 次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、(1)及び(2)以外の酒類販売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当していないが、免許を付与し、又は移転を許可することが適当と認めるもの及び異例又は特殊のもので税務署長において特に免許を付与し、又は許可することを適当と認めたもの並びに免許の付与又は許可の可否判定が困難なものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ 酒類小売業免許の付与（<u>通信販売酒類小売業免許及び</u>その他特殊酒類小売業免許の付与を除く。）又はその販売場の移転の許可 ロ 洋酒卸売業免許又は輸出入酒類卸売業免許の付与又はこれらの免許に係る販売場の移転の許可 ハ 期限付酒類卸売業免許の付与 23 酒類販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする。 ただし、<u>(4)に定める抽選となった申請等</u>のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。 (1) 税務署長限りで処理するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に処理する。 (2) 国税局長限りで処理するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。 国税局長は、原則として、2か月以内に処理する。 (3) 国税庁長官に上申を要するもの 税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。 国税局長は、原則として、1か月以内に国税庁長官

改 正 後	改 正 前
に上申する。 国税庁長官は、原則として、3か月以内に処理する。 (4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。 なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。 ただし、<u>抽選を実施した申請書等（一般酒類小売業免許については、抽選対象申請期間後に提出された申請書等（第9条第1項関係の15に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）を含む。）に係る起算日については、当該審査順位に従い、当該申請等ごとに通知する審査の開始日とする。</u>	に上申する。 国税庁長官は、原則として、3か月以内に処理する。 (4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。 なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。 ただし、<u>抽選対象申請書等（11(1)《大型店舗酒類小売業免許の取扱い》において準用する場合を含む。）の起算日については、当該審査順位に従い、当該申請等ごとに通知する審査の開始日とする。</u> <u>（注）審査の開始日については、審査順位第1位の者は、抽選後提出することとされている添付書類が提出された日の翌日とするが、審査順位第2位以下の順位の者については、遅くとも直近先順位の者に対して免許等の通知をした日以前とするよう努める。また、申請者等に対し、審査開始の日を通知するのであるから留意する。</u>
(5) （省略）	(5) （同左）
23 旧免許取扱要領に基づく全酒類小売業免許の取扱い （省略）	24 旧免許取扱要領に基づく全酒類小売業免許の取扱い （同左）
第2項関係 （省略）	第2項関係 （同左）
第10条 免許の要件	第10条 免許の要件
酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。	酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。
1 申請者に関する人的要件	1 申請者に関する人的要件
申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人（酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当しないこととする。	申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人（酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定に該当しないこととする。
第2号関係	第2号関係
1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義	1 「その取消の原因となった事実があった日」の意義
法第10条《免許の要件》第2号に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。	法第10条《免許の要件》第2号に規定する「その取消の原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。
(1)～(2) （省略）	(1)～(2) （同左）
(3) <u>法第10条第7号の2に規定する未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は刑法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、その各法令に違反した事実があった日</u>	（新設）
(4) 製造者が酒税に係る滞納処分を受けた場合には、その受けた日	(3) 製造者が酒税に係る滞納処分を受けた場合には、その受けた日

改 正 後	改 正 前
(5) 製造者が令第43条《担保の提供の期限等》第1項の規定に指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしなかった場合には、その指定された期限の日の翌日 (削除) (6)～(8) (省略) 2 「業務を執行する役員」の意義 法第10条《免許の要件》第2号に規定する「業務を執行する役員」とは、例えば、株式会社における取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める委員会等設置会社における執行役を含む。)、有限会社における取締役、合名会社若しくは合資会社における業務執行社員(原則として無限責任社員)、事業協同組合における理事をいう。 (注) 上記の「業務を執行する役員」に含まれる者については、法第10条第4号に規定する「役員」に含まれるものであることに留意する。 第5号関係 (省略) 第6号関係 1～2 (省略) (削除) 第9号関係 (省略) 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 なお、申請者等が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合及び次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。 (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員(代表権を有する者に限る。)又は主たる出資者をいう。	(4) 製造者が令第43条《担保の提供の期限等》第1項の規定に指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしなかった場合には、その指定された期限の日の翌日 (5) 未成年者飲酒禁止法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、当該法令に違反した事実があった 且 (6)～(8) (同左) (新設) 第5号関係 (同左) 第6号関係 1～2 (同左) 3 法第10条第6号該当を根拠として拒否処分を行うに当たっての取扱い 法第10条《免許の要件》第6号に該当するとして免許の拒否処分を行うに当たっては、同号の趣旨が申請者の遵法精神についての要件と経営状況についての要件との性格を併せ持つ性格を有していることにかんがみ、形式的に当該条項に該当することのみをもって判断することなく、法第10条第10号の要件と総合勘案の上、当該処分が相当であるか否か判断する。 第9号関係 (同左) 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 なお、申請者において上記のような事情が認められるかどうかの判断を行うに当たっては、申請者等が、次の(1)から(8)の事項に該当しないかどうか、及び申請者が、その申請に係る免許の態様に応じ、次の2から10に定める要件を充足するかどうかを精査の上、総合的に勘案するのであるから留意する。 (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員若しくは主たる出資者(出資者が法人の場合は、その役員又は出資者を含む。)又は申請者が他

改正後	改正前
(1) 現に国税又は地方税を滞納している場合 (2) 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている場合 (3) 直近終了事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っている場合又は直近終了前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合 (注)「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（当期末処分利益又は当期末処理損失の金額が含まれている場合は、これらの金額を除く。）の合計額とする。 (4) 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合 (削除) (5) 商法（明治32年法律第48号）第104条の規定による合併無効の訴え又は独占禁止法第18条の規定による合併・会社分割の無効の訴えが提起されている場合（訴えを提起した債権者に対し、裁判所が商法第106条の規定により相当の担保の提供を命じている場合を除く。） (6) 申請製造場又は申請販売場の申請場所への設置が、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、当該店舗の除却又は移転を命じられている場合 (7)～(8) （省略）	<u>の法人の役員若しくは主たる出資者となっているときは当該他の法人をいう。</u> (1) 現に国税若しくは地方税を滞納している場合又は既往1年間に滞納したことがあり、今後において滞納するおそれがあると認められる場合 (2) 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている者 (3) 直近終了事業年度の繰越損失が資本金を上回る者又は直近終了前3事業年度のすべての事業年度が欠損となっている者 (4) 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合 (5) <u>過少申告等国税若しくは地方税法上の義務違反又は違法若しくは不公正な取引を繰り返す者</u> (6) <u>独占禁止法第18条《設立・合併無効の訴え》又は商法（明治32年法律第48号）第104条《合併無効の訴えの提起》等他の法律に抵触しているため、その法人の存立が危ぶまれる場合</u> (新設) (7)～(8) （同左）
2 （省略）	2 （同左）
3 一般酒類小売業免許についての取扱い	3 一般酒類小売業免許についての取扱い
(1) （省略） (2) 販売能力及び所要資金等 申請者は、申請販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。 (注) 申請販売場における年間販売見込数量が当該申請販売場が所在する小売販売地域の酒類小売販売場の平均的な酒類小売販売数量の概ね10%以下の場合、酒類販売の継続性及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」その他の法令遵守の可能性について、事業もくろみ書及び申請者からの聴取	(1) （同左） (2) 販売能力及び所要資金等 申請者は、申請販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。

改正後	改正前
等により確認するものとする。 (3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。 4 (省略) 5 特殊酒類小売業免許についての取扱い 申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。ただし、特殊酒類小売業免許の目的に従い軽減し、又は準用しないことができる。 (1)～(6) (省略) (7) 通信販売酒類小売業免許 イ 申請者は、経験その他から判断し、<u>2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u> (注) 申請者が次に掲げる者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の通信販売業を営営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。 1 通信販売業者（(社)日本通信販売協会会員（正会員に限る。）で食料品の通信販売の経験（2年以上）を有する者に限る。） 2 酒類製造者（酒類製造場とは別の場所に酒類の通信販売のための販売場を設け、製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類を通信販売により販売しようとする場合に限る。） 3 酒類販売業者（新たに<u>輸入酒類卸売業免許又は自己輸入酒類小売業免許の申請に併せて通信販売酒類小売業免許を申請する者を含む。</u>） ロ 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が<u>特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たす見込みが確実である。</u> ハ (省略) 6～10 (省略) 第11号関係 1～2 (省略) 3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 (削除)	(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。 4 (同左) 5 特殊酒類小売業免許についての取扱い 申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。ただし、特殊酒類小売業免許の目的に従い軽減し、又は準用しないことができる。 (1)～(6) (同左) (7) 通信販売酒類小売業免許 イ 申請者は、経験その他から判断し、適正に通信販売による酒類小売業を営営するに十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。 (注) 申請者が次に掲げる者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の通信販売業を営営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。 1 通信販売業者（(社)日本通信販売協会会員（正会員に限る。）で食料品の通信販売の経験（2年以上）を有する者に限る。） 2 酒類製造者（酒類製造場とは別の場所に酒類の通信販売のための販売場を設け、製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類を通信販売により販売しようとする場合に限る。） 3 酒類販売業者（新たに<u>自己が輸入する酒類のみを販売しようとする者を含む。</u>） ロ 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等、<u>必要な販売施設及び設備を有し又は有する見込みが確実である。</u> ハ (同左) 6～10 (同左) 第11号関係 1～2 (同左) 3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 (1) 小売販売地域 <u>小売販売地域とは、酒類の販売場数と酒類の消費数量の地域的需給調整を行うために設ける地域単位であって、原則として、税務署管轄区域内の各市区町村を</u>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<u>1 単位として税務署長が設定する。</u> <u>なお、市町村合併等により市区町村内において人口の偏在が生じている場合等、市区町村ごとに小売販売地域を設定することが適当でないと認められるときは、当該市区町村の一部を独立した小売販売地域として設定することができるものとする。この場合、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u> <u>(2) 小売販売地域の格付</u> <u>イ 東京都の特別区、人口30万人以上の市若しくはこれらに準ずる市町村（可住地人口密度3,000人／㎢以上の市町村をいう。）又はこれらの一部を小売販売地域とする場合、当該小売販売地域をA地域とする。</u> <u>(注)「可住地人口密度」とは、市町村の免許年度開始直前の3月31日現在における総人口を当該市町村の総面積から林野面積及び湖沼面積を除いた可住地面積で除して得られる数値をいう。</u> <u>ロ A地域以外の市若しくはこれに準ずる町村（可住地人口密度1,200人／㎢以上3,000人／㎢未満の町村をいう。）又はこれらの一部を小売販売地域とする場合、当該小売販売地域をB地域とする。</u> <u>ハ A地域及びB地域のいずれにも該当しない小売販売地域をC地域とする。</u> <u>ニ (1)のなお書きにより市区町村の一部を独立した小売販売地域とする場合は、当該小売販売地域の可住地人口密度に基づき、それぞれA地域、B地域又はC地域に格付する。</u> <u>(3) 平成11免許年度における小売販売地域の設定及び格付</u> <u>平成11免許年度においては、平成10免許年度において設定していた小売販売地域について、(2)により小売販売地域の格付を行った後、イからニの順により小売販売地域を統合し、ホにより格付する。</u> <u>イ 同一税務署管轄区域内に郡を同じくし、かつ、隣接しているC地域が複数ある場合には、当該C地域については、1つの小売販売地域として設定する</u> <u>ロ イにより統合の対象とならなかったC地域については、当該C地域に隣接する同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域のうち、平成11年3月31日現在において、最も人口の少ない小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</u> <u>なお、これにより統合の対象とならなかったC地域のうち、本州、北海道、九州、四国及び沖縄本島以外の島に所在する地域については、当該地域と最短距離にある同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</u> <u>ハ 既存小売業免許場数（小売販売地域ごとの免許年度開始日の前日現在の休業場を除いた一般酒類小売業免許場数をいう。別段の定めがある場合を除き、</u>

改正後	改正前
(削除)	以下同じ。)が25未満の小売販売地域(イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。)については、当該小売販売地域に隣接する同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域のうち、平成11年3月31日現在において、最も人口の少ない小売販売地域(小売販売地域の格付を問わない。)と統合し、1つの小売販売地域として設定する。 なお、これにより統合の対象とならなかった既存小売業免許場数が25未満の小売販売地域(イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。)のうち、本州、北海道、九州、四国及び沖縄本島以外の島に所在する地域については、当該地域と最短距離にある同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域(小売販売地域の格付を問わない。)と統合し、1つの小売販売地域として設定する。 ニ ロ又はハにより統合しようとする場合において、同一税務署管轄区域内で統合の対象となる小売販売地域が複数あるときは、既存小売業免許場数の少ない小売販売地域(同数の場合は、平成11年3月31日現在において、最も人口の少ない小売販売地域)から順に統合していくものとする。 ホ ロ又はハにより小売販売地域を統合した場合において、統合の対象となった各小売販売地域の統合直前の格付が異なるときには、当該統合後の小売販売地域の格付は、その高い方の格付とする。 (4) 平成12免許年度以降における小売販売地域の設定及び格付 平成12免許年度以降においては、平成11免許年度に設定した小売販売地域及び格付を当該免許年度における小売販売地域及び格付として設定する。 ただし、市町村合併等が行なわれた場合には、(1)から(3)の規定に準じて小売販売地域の設定及び格付を行う。
(削除)	(5) 平成14免許年度における既存小売業免許場数 平成14免許年度の年度内免許枠の算出においては、既存小売業免許場数は、小売販売地域ごとの平成14年8月31日現在の休業場(2年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場のうち、平成14免許年度において、法第14条第4号の規定により酒類販売業免許の取消しを予定しているものをいう。)を除いた一般酒類小売業免許場数とする。
(削除)	(6) 距離基準 平成12年12月31日までの間は、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離がおおむね次に定める小売販売地域の格付けごとの基準距離以上である場合には、一般酒類小売業免許を付与する。 なお、平成13年1月1日以降については、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離にかかわら

改 正 後	改 正 前																								
(削除)	<u>ず、一般酒類小売業免許を付与する。</u>																								
	<u>A地域 100m</u>																								
	<u>B地域 100m</u>																								
	<u>C地域 150m</u>																								
	<u>ただし、A地域における基準距離については、人口30万人以上の都市において国税局長が指定する主要駅からおおむね500m以内にある商業地域にあっては50mとする。</u>																								
	<u>(注) 1 この距離基準は、一般酒類小売販売場が近在することになる結果、酒税の保全上酒類の需給の均衡の維持が損なわれることを防止するための判断基準として定められるものであるが、申請販売場周辺（申請販売場からおおむね500m以内をいう。）の一般酒類小売販売場の販売状況及び経営内容からみて、必ずしもここに定める距離を確保する必要がないと認められる場合は、当該基準距離を20%程度下回る取扱いをしても差し支えない。</u>																								
	<u>2 既存の販売場から申請販売場までの距離は、既存店舗の入口から申請店舗の入口までの距離を、主として人車の往来する通路（横断歩道又は歩道橋を含む。）に沿って測定するものであることを申請者に留意させる。</u>																								
	<u>3 商業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する商業地域をいう。</u>																								
	<u>(7) 年度内免許枠</u>																								
	<u>平成10年9月1日から平成15年8月31日までの期間における一般酒類小売業免許は、年度ごとに当該年度の開始日に次により確定される年度内免許枠の範囲内で付与する。</u>																								
	<u>なお、平成15年9月1日以降については、一般酒類小売業免許について年度内免許枠を設定せず付与する。</u>																								
	<u>イ 人口基準免許枠及び既存免許場数割合の算出</u>																								
	<u>(i) 基準人口比率の算出</u>																								
	<u>当該年度開始直前の3月31日現在の小売販売地域ごとの人口を、次の(ii)に小売販売地域の格付ごとに定める当該年度の基準人口で除して小売販売地域ごとの基準人口比率（小数点以下第1位を四捨五入する。）を算出する。</u>																								
	<u>(ii) 基準人口</u>																								
	<u>各年度の基準人口は、小売販売地域の格付ごとに次のとおりとする。</u>																								
	<u>(単位：人)</u>																								
	<table><tr><th>年 度</th><th>A地域</th><th>B地域</th><th>C地域</th></tr><tr><td>平成10年度</td><td>1,450</td><td>950</td><td>700</td></tr><tr><td>平成11年度</td><td>1,400</td><td>900</td><td>650</td></tr><tr><td>平成12年度</td><td>1,300</td><td>850</td><td>600</td></tr><tr><td>平成13年度</td><td>1,200</td><td>800</td><td>550</td></tr><tr><td>平成14年度</td><td>1,100</td><td>750</td><td>500</td></tr></table>	年 度	A地域	B地域	C地域	平成10年度	1,450	950	700	平成11年度	1,400	900	650	平成12年度	1,300	850	600	平成13年度	1,200	800	550	平成14年度	1,100	750	500
年 度	A地域	B地域	C地域																						
平成10年度	1,450	950	700																						
平成11年度	1,400	900	650																						
平成12年度	1,300	850	600																						
平成13年度	1,200	800	550																						
平成14年度	1,100	750	500																						

改正後	改正前
次の各号のいずれかに該当する者には、当分の間<u>一般酒類小売業免許</u>を付与しない。 (1) 設立の主旨からみて販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体。ただし、その法人又は団体の申請販売場の所在地の周辺地域内に居住している住民の大半が、これらの法人又は団体の構成員となっている場合で、その近辺に一般酒類小売販売場がなく、消費者の酒類の購入に不便であり酒類の需給状況からみてもこれらの者に免許を付与する必要がある、かつ、これらの者が酒類小売業を営んでも、適正な酒類の取引を損なうおそれがないと認められるときはこの限りではない。 (2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者（接客業者の組合等を含む。）。ただし、国税局長において免許を与えることについて支障がないと認めた場合を除く。 4 大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件 大型店舗酒類小売業免許は、免許付与後3年間に販売しようとする酒類の範囲が、清酒（500ml以下の容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品に限る。）、合成清酒、しょうちゅう、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類及び雑酒並びに輸入酒類である場合には免許を付与する。この場合、消費者の利便に一層資する観点から、店舗面積が10,000㎡以上の大型小売店舗については、当該店舗面積が10,000㎡当たりにつき1件の免許を付与する。 (注) 1 大型小売店舗に対して免許付与後3年間にわたって販売する酒類の範囲を限定するのは、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響を緩和するためである。	(h) <u>人口基準免許枠の算出</u> 小売販売地域ごとの基準人口比率から既存小売業免許場数を控除して人口基準免許枠を算出する（算出した値が負の値である場合には0とする。）。 (c) <u>既存免許場数割合の算出</u> 小売販売地域ごとの既存小売業免許場数に当分の間、2%を乗じて既存免許場数割合（当該数値は小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、当該数値の上限値を5とする。）を算出する。 ロ <u>年度内免許枠の確定</u> (i) <u>平成11免許年度までの間については、イにおいて算出した人口基準免許枠及び既存免許場数割合のうち数値の大きいもの（同数の場合は当該数値）を当該年度の年度内免許枠とする。</u> (b) <u>平成12免許年度以降については、当分の間、イにおいて算出した人口基準免許枠を当該免許年度の年度内免許枠とする。</u> (8) <u>その他</u> 次の各号のいずれかに該当する者には、当分の間<u>免許</u>を付与しない。 イ 設立の主旨からみて販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体。ただし、その法人又は団体の申請販売場の所在地の周辺地域内に居住している住民の大半が、これらの法人又は団体の構成員となっている場合で、その近辺に一般酒類小売販売場がなく、消費者の酒類の購入に不便であり酒類の需給状況からみてもこれらの者に免許を付与する必要がある、かつ、これらの者が酒類小売業を営んでも、適正な酒類の取引を損なうおそれがないと認められるときはこの限りではない。 ロ 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者（接客業者の組合等を含む。）。ただし、国税局長において免許を与えることについて支障がないと認めた場合を除く。 4 大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件 大型店舗酒類小売業免許は、免許付与後3年間に販売しようとする酒類の範囲が、清酒（500mlの容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品に限る。）、合成清酒、しょうちゅう、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類及び雑酒並びに輸入酒類である場合には免許を付与する。この場合、消費者の利便に一層資する観点から、店舗面積が10,000㎡以上の大型小売店舗については、当該店舗面積が10,000㎡当たりにつき1件の免許を付与する。 (注) 1 大型小売店舗に対して免許付与後3年間にわたって販売する酒類の範囲を限定するのは、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響を緩和するためである。

改正後	改正前
2 「輸入酒類」とは、国外において製造され、引き取られた酒類をいうのであるから留意する。 5 特殊酒類小売業免許の需給調整要件 (1)～(6) (省略) (7) 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許を付与された者が通信販売により販売できる酒類の範囲は次のとおりとする。 なお、容器、容量又はラベルが異なるものであっても中身が同一のものについては同一の「銘柄」として取り扱う。ただし、高価な特殊容器に詰められたものは同一の「銘柄」としては取り扱わない。 (注) 通信販売酒類小売業免許は、一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等に販売する酒類の範囲を限定して付与するものである。 イ 国産酒類 (イ) 共通事項 カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて1,000kℓ未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。 (注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等又は雑誌新聞の広告等をいう。 2 「会計年度」とは、4月から翌年の3月までの期間をいう。 3 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における酒類製造者の製造見込数量により判断する。 4 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の製造者の発行する証明書（通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。以下同じ。）を申請書に添付させ確認する。 5 酒類製造者が委託者の所在する地方の特産品等を原料とした酒類の製造を受託している場合は、その実情に応じ、当該製造を受託している酒類ごとにこの基準を適用しても差し支えない。 6 酒類製造場の所在する地域を主要な販売対象地域として行う通信販売については、原則として免許しない。 (ロ) 清酒 特定名称等（吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。以下同じ。）の清酒のうち前会計年度における課税	2 「輸入酒類」とは、国外において製造され、引き取られた酒類をいうのであるから留意する。 5 特殊酒類小売業免許の需給調整要件 (1)～(6) (省略) (7) 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許を付与された者が通信販売により販売できる酒類の範囲は次のとおりとする。 なお、容器、容量又はラベルが異なるものであっても中身が同一のものについては同一の「銘柄」として取り扱う。ただし、高価な特殊容器に詰められたものは同一の「銘柄」としては取り扱わない。 (注) 通信販売酒類小売業免許は、一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等に販売する酒類の範囲を限定して付与するものである。 イ 国産酒類 (イ) 共通事項 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて1,000kℓ未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。 (注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等又は雑誌新聞の広告等をいう。 2 「会計年度」とは、4月から翌年の3月までの期間をいう。 3 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における酒類製造者の製造見込数量により判断する。 4 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の製造者の発行する証明書（通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。以下同じ。）を申請書に添付させ確認する。 5 酒類製造者が委託者の所在する地方の特産品等を原料とした酒類の製造を受託している場合は、その実情に応じ、当該製造を受託している酒類ごとにこの基準を適用しても差し支えない。 6 酒類製造場の所在する地域を主要な販売対象地域として行う通信販売については、原則として免許しない。 (ロ) 清酒 特定名称等（吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。以下同じ。）の清酒のうち前会計年度における課税

改正後	改正前
移出数量が100kℓ未満の銘柄のもの。 (ハ) 清酒以外の酒類 前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満の銘柄のものに限る。ただし、しょうちゅう乙類については、前会計年度における課税移出数量が200kℓ未満の銘柄のもの。 ロ 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が、100kℓ未満の銘柄のもの。 なお、酒類の種類、品目ごとにみて、国産酒類において対象酒類の範囲に特別の定めがある場合については、輸入酒類についても同様に扱うものであるから留意する。 (注) 1 前会計年度における課税引取実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における輸入業者の課税引取見込数量により判断する。 2 通信販売の対象となる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の輸入業者の発行する証明書を申請書に添付させ確認する。 6～7 (省略) 第12号関係 (省略) 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 (省略) 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 (1)～(2) (省略) (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ 一般酒類小売業免許 原則として、「通信販売を除く小売販売に限る。」旨。 なお、特に必要と認められる場合には、その他の販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付ける。 ロ (省略) ハ 特殊酒類小売業免許 (イ)～(ハ) (省略) (ト) 通信販売酒類小売業免許 A 販売する酒類の範囲については、 「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。」 <u>1 国産酒類</u>	移出数量が100kℓ未満の銘柄のもの。 (ハ) 清酒以外の酒類 前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満の銘柄のものに限る。ただし、しょうちゅう乙類については、前会計年度における課税移出数量が200kℓ未満の銘柄のもの。 ロ 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が、100kℓ未満の銘柄のもの。 なお、酒類の種類、品目ごとにみて、国産酒類において対象酒類の範囲に特別の定めがある場合については、輸入酒類についても同様に扱うものであるから留意する。 (注) 1 前会計年度における課税引取実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における輸入業者の課税引取見込数量により判断する。 2 通信販売の対象となる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の輸入業者の発行する証明書を申請書に添付させ確認する。 6～7 (同左) 第12号関係 (同左) 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 (同左) 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 (1)～(2) (同左) (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ 一般酒類小売業免許 原則として、「通信販売を除く小売販売に限る。」旨。 なお、特に必要と認められる場合には、その他の販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付ける。 <u>(注) 法人成り等の取扱いにより、免許を付与する場合においても同様である。</u> ロ (同左) ハ 特殊酒類小売業免許 (イ)～(ハ) (同左) (ト) 通信販売酒類小売業免許 A 販売する酒類の範囲については、 「表1「通信販売により販売する酒類」に記載した酒類に限る。」

改 正 後	改 正 前								
カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度（４月から翌年の３月までの期間をいう。以下同じ。）の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて 1,000 kℓ未満である酒類製造者が製造、販売する酒類のうち以下のもの（及び〇〇酒造が〇〇（地方特産品等）を原料として製造した〇〇）。 (1) 清酒は、特定名称等（吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。）の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が 100 kℓ未満の銘柄のもの。 (2) 清酒以外の酒類は、前会計年度における課税移出数量が 100 kℓ未満（ただし、しょうちゅう乙類は、200 kℓ）の銘柄のもの。 2 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が 100 kℓ未満（ただし、しょうちゅう乙類は、200 kℓ）の銘柄のもの。」旨。 B 酒類の販売方法については、 「消費者を対象としてカタログ等及び申込書等を使用して販売のための誘引行為（インターネット等によるものを含む。）を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限る。」旨	ただし、カタログ等を発行する都度、カタログ等の発行年月日の属する会計年度（４月から翌年の３月までの期間をいう。）の前会計年度における次の各号に掲げる場合の課税移出数量又は課税引取数量が当該各号に掲げる数量未満の場合に限る。 (注) カatalog等の発行月が４月である場合の前会計年度における課税移出数量又は課税引取数量は、酒類製造者又は輸入業者の見込みによって差し支えない。 (A) 表１「通信販売により販売する酒類」の製造者別の酒類のすべての種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量 1,000kℓ (B) 表１「通信販売により販売する酒類」の銘柄別の課税移出数量 100kℓ (C) 表１「通信販売により販売する酒類」の銘柄別の課税引取数量 100kℓ」旨。 (表１) 通信販売により販売する酒類 <table><tr><th>種類</th><th>品目</th><th>銘柄等</th><th>製造（輸入）者名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> B 酒類の販売方法については、 「消費者を対象として、表２「カタログ等への表示事項等」をすべて表示したカタログ等及び申込書等を使用して、販売のための誘引行為を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限る。 なお、次によること。 (A) カatalog等の発行の都度当該カタログ等を提出すること。 (注) 当初提出のカタログ等に掲載された取扱酒類の範囲内で取扱酒類を変更する場合及び取扱酒類、カタログ等への表示事項に実質的な変化がない場合にあっては、同一の会計年度内においては当該カタログ等を発行の都度提出する必要はない。 (B) 会計年度ごとに最初にカタログ等を発行する際には通信販売の対象となる酒類であることの証明書を提出すること。 (C) 酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約（昭和55年４月３日公正取引委員会告示第７号）を遵守した販売方法によること。」旨。 (表２) カatalog等への表示事項等 （省略）	種類	品目	銘柄等	製造（輸入）者名				
種類	品目	銘柄等	製造（輸入）者名						
(㊦) その他特殊酒類小売業免許 A～B （省略） (削除)	(㊦) その他特殊酒類小売業免許 A～B （同左） C 輸入品売場における輸入酒類の小売業免許								

改 正 後	改 正 前
C 役員及び従業員に対する小売業免許 (省略) D ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類 の小売業免許 (省略) E 商店街の共同配送事業場における酒類の小売 業免許 (省略) ニ～チ (省略) 4 (省略) 第2項関係 1～2 (省略) 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は 解除の取扱い (1) 大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲 の条件の緩和 大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲 についての条件は、免許の日から3年経過した後、免 許条件（販売方法に係る条件を含む。）に違反した場 合を除き、免許を受けた者からの申立てに基づき緩和 することができる。 <u>ただし、当該大型店舗の所在する地域が緊急調整地 域に指定されている場合には、法第11条《免許の条件》 第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には 当たらないものとして取り扱う。</u> (2) その他の酒類販売業免許に係る免許条件の緩和又は 解除 (1)以外の条件の緩和又は解除については、当該緩和 又は解除した場合における販売業免許の区分に従い、 緩和又は解除の可否を決定する。 <u>ただし、一般酒類小売業免許となる旨の条件緩和の 申立てについては、当該申立てに係る販売場の所在す る地域が、緊急調整地域に指定されている場合には、 法第11条《免許の条件》第2項に規定する「その必要 がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱 う。</u> 第12条 酒類の製造免許の取消及び第13条 酒母等の 製造免許の取消 1 (省略) 2 「免許の申請者」を「免許者」として取り扱う場合 法第12条《酒類の製造免許の取消》第2号（法第13 条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合 を含む。）の規定を適用する場合における法第10条《免 許の要件》第3号から第5号まで、<u>第7号から第8号 までの規定中「免許の申請者」とあるのは「免許者」</u>	<u>販売する酒類の範囲について「〇〇、〇〇及 び〇〇に限る（輸入酒類に限る。）。」旨及び その販売方法について「店頭小売販売に限る。」 旨。</u> D 役員及び従業員に対する小売業免許 (同左) E ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類 の小売業免許 (同左) F 商店街の共同配送事業場における酒類の小売 業免許 (同左) ニ～チ (同左) 4 (同左) 第2項関係 1～2 (同左) 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は 解除の取扱い (1) 大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲 の条件の緩和 大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲 についての条件は、免許の日から3年経過した後、免 許条件（販売方法に係る条件を含む。）に違反した場 合を除き、免許を受けた者からの申立てに基づき緩和 することができる。 (2) その他の酒類販売業免許に係る免許条件の緩和又は 解除 (1)以外の条件の緩和又は解除については、当該緩和 又は解除した場合における販売業免許の区分に従い、 緩和又は解除の可否を決定する。 <u>(注) みりん小売業免許に係る販売する酒類の範囲の 条件の緩和等、一般酒類小売業免許となる旨の免 許条件緩和は、年度内免許枠がある場合に限り緩和 できるのであるから留意する。</u> 第12条 酒類の製造免許の取消及び第13条 酒母等の 製造免許の取消 1 (同左) 2 「免許の申請者」を「免許者」として取り扱う場合 法第12条《酒類の製造免許の取消》第2号（法第13 条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合 を含む。）の規定を適用する場合における法第10条《免 許の要件》第3号から第5号まで、<u>第7号及び第8号 の規定中「免許の申請者」とあるのは「免許者」とし</u>

改 正 後	改 正 前																				
として取り扱う。 また、第14条《酒類の販売業免許の取消》において同様とする。 3～7 （省略） 第14条 酒類の販売業免許の取消し <u>1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に処せられた場合の免許の取扱い</u> <u>酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法律第 20 号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に違反し未成年者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第 14 条第 2 号による酒類販売業免許の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度（酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。）、及び当該免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。</u> <u>なお、第 12 条《酒類の製造免許の取消》第 2 号（第 13 条において準用する場合を含む。）による免許取消についても同様とする。</u> <u>2 「2 年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義</u> （省略） <u>3 相続人に対する販売業休止期間の計算</u> （省略） 第 6 編 登録免許税法関係 （別表 1） 免許等につき課される登録免許税取扱い <table><tr><th>免許等の態様</th><th>登録免許税額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（参考） 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許</td><td>新規免許に準じる</td><td></td></tr></table> （別表 2） 登録免許税が非課税等となる免許等の取扱い <table><tr><th>免許等の態様</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>2 法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合における免許</td><td>登免法5条13号該当</td></tr></table>	免許等の態様	登録免許税額	摘要	（参考） 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる		免許等の態様	摘 要	2 法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合における免許	登免法5条13号該当	て取り扱う。 また、第14条《酒類の販売業免許の取消》において同様とする。 3～7 （同左） 第14条 酒類の販売業免許の取消し （新設） <u>1 「2 年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義</u> （同左） <u>2 相続人に対する販売業休止期間の計算</u> （同左） 第 6 編 登録免許税法関係 （別表 1） 免許等につき課される登録免許税取扱い <table><tr><th>免許等の態様</th><th>登録免許税額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（参考） 法人成り、法人の分割、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許</td><td>新規免許に準じる</td><td></td></tr></table> （別表 2） 登録免許税が非課税等となる免許等の取扱い <table><tr><th>免許等の態様</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>2 法人が合併した場合で、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が、合併により消滅した法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合の免許</td><td>登免法5条13号該当</td></tr></table>	免許等の態様	登録免許税額	摘要	（参考） 法人成り、法人の分割、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる		免許等の態様	摘 要	2 法人が合併した場合で、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が、合併により消滅した法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合の免許	登免法5条13号該当
免許等の態様	登録免許税額	摘要																			
（参考） 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる																				
免許等の態様	摘 要																				
2 法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合における免許	登免法5条13号該当																				
免許等の態様	登録免許税額	摘要																			
（参考） 法人成り、法人の分割、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる																				
免許等の態様	摘 要																				
2 法人が合併した場合で、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が、合併により消滅した法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合の免許	登免法5条13号該当																				

